

支 払 基 金
平成 2 4 年 7 月 2 4 日

平成 2 4 年 4 月版 歯科診療行為マスター
に係る 新設及び廃止 予定について

このことについて、平成 2 4 年 3 月 5 日付け 厚生労働省告示第 7 6 号において、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から適用することとされていたものについて、別添のとおりコードを新設及び廃止する予定ですのでお知らせします。